

独立行政法人 統計センター
理事長 戸谷 好秀 殿

平成 23 年度 監事監査意見書

私共は、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人統計センターの平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの平成 23 年度における事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書につき監査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

役員会議その他重要な会議に出席するほか、業務の執行に携わる役職員から内部統制の状況及び事業の報告を受け、重要な決裁書類等の回付を受けそれを閲覧した。また、決算担当部署から当該年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について報告及び説明を受けた。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を実施した。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、当該独立行政法人の平成 23 年度に関する業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。

なお、平成 22 年度政策評価・独立行政評価委員会による業績評価結果等において、当センターの給与水準の上昇の理由等を含め、その適切性・妥当性について、評価を行うべきとのご意見を受けていることから、関係者から事情聴取を行った。

上昇の理由として、「地域手当の支給割合は東京都特別区の 1 級地と同様のため他団体に比べ高くなる」と言う説明あるいは、業務の変化に併せ、職責に応じた役職の発令を行い、全体的に給与水準が上昇したという説明について理解をした。

しかし、今後とも上昇傾向にある中で、統計センターの給与水準の適切性等について、再度、過去の給与水準は他法人と比較してどうだったかなど、過去から将来に渡って分析を行っておく必要があると思われる。

併せて東日本大震災関連業務について、説明を受けたが、厳しい条件下において、それぞれの部署が迅速に事務処理を行ったことは、評価に値する。

- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠して作成されており、当該独立行政法人の平成 24 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに平成 23 年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- また、利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、当該独立行政法人による平成 23 年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成 24 年 6 月 11 日

独立行政法人 統計センター

監事

中山 真一



監事

文野 清正

